保育施設利用保護者 各位

鎌ケ谷市長 清水 聖士 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和2年5月25日に国の緊急事態宣言が解除され、本市の保育施設の臨時休園は同日までとし、感染拡大防止の観点から6月30日までを登園自粛期間として、家庭での保育が可能な方にはご協力をお願いしたうえで、5月26日から保育を再開しております。

このたび、6月8日から市内小中学校の通常登校、授業が開始されていること、昨今の感染者の発生状況などを踏まえ、6月30日をもって登園自粛要請を終了とし、7月1日より通常保育とさせていただきます。

今後も、日々新型コロナウイルス対策に努めながら保育を実施してまいりますので、 保護者様におかれましても、ご家庭における健康観察等について、引き続きご協力を お願いいたします。

なお、登園自粛及び休園期間にかかる保育料、副食費等の返還につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1 保育料(3歳未満児)について
 - (1) 4月分の保育料の減免については、免除申請のあった口座振替による納付の 方に対し、振替準備が整い次第、通知のうえ振替口座に返還する予定です。申 請の期限は12月末日までとさせていただいております。

なお、保育料を納付書にて納付いただいている方は、別途お送りする口座振 込依頼書の受領後、返還手続きをさせていただきます。

- (2) 5・6月分の保育料の減免については、免除申請書の提出は不要です。市が 各施設に登園日数を確認の上、免除額を決定し通知いたします。なお、返還方 法は、5月分・6月分の保育料について8月下旬を目途に返還させていただく 予定です。
- ※小規模保育事業の保育料については、減免の決定通知は市から送付させていた だきますが、返還等は各施設にて行います。

(うら面に続きます)

- 2 副食費(3歳以上児)について
 - (1)公立保育園の副食費の減免については、免除申請書の提出は不要です。 市が子どもの登園日数を確認し、減免額を決定のうえ通知します。なお、副 食費を納付書にて納付いただいている方は、別途お送りする口座振込依頼書の

受領後、返還手続きをさせていただきます。

なお、返還については5月分・6月分の副食費について8月下旬を目途に返還させていただく予定です。

- (2) 民間保育所の副食費の減免については、ご利用されている施設にお尋ねください。
- 3 通常保育再開後の保育料及び副食費の減免について 登園自粛及び臨時休園に伴い実施しております3歳未満児の保育料、3歳以上児

の副食費の減免措置は6月末までとなります。

4 その他

保育施設で感染者が発生した場合、国・県からの要請があった場合など、再び保 育施設における登園自粛を要請する、もしくは臨時休園とすることが考えられます ので、ご承知おきください。

> 問い合わせ先 鎌ケ谷市幼児保育課 幼児保育支援係 TEL 047-445-1363